

議会運営委員会会議録

(令和2年11月24日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和2年11月24日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和2年第4回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案 14件
 - 条例の一部改正 6件
 - 財産の譲渡 1件
 - 補正予算 6件
 - 専決処分の承認 1件
 - 2. 議員提出議案 1件
 - 条例の一部改正 1件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 定例監査結果報告 1件
 - 2. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 3. 議員派遣報告 1件
 - (3) 一般質問について 通告者 9名
 - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (5) その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君
委員 大野 信正 君
委員 大塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 橋本 浩 君

副議長 大野 徹夫 君

説明のため出席した者

総務課長 奥野 陽一 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和2年第4回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、橋本議長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○議長（橋本 浩君） それでは座ってすみません失礼します。特にございませんが、だいぶ気温も下がってきまして、温度差、寒暖差が出てきてますので、皆様体調には十分留意されて12月議会を迎えていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は一般職及び特別職の期末手当の改正を11月中に条例を可決する必要があるため、11月30日（月）となります。この条例の可決の必要性については、後ほど奥野総務課長より補足の説明があります。

なお、現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が14件、その内訳といたしましては、専決処分承認1件、条例の一部改正6件、財産の譲渡1件、補正予算6件でございます。また、議員発議案が1件提出されております。それと、一般質問は9名となっております。

令和2年度第4回定例会の付議事件について始めに、町長提出議案14件について、奥野総務課長より説明をお願いいたします。

○総務課長（奥野陽一君） それでは私から、令和2年第4回栄町議会定例会への提出予定議案等の概要をご説明いたします。

町からの提出予定議案等は、先ほど委員長からありましたとおり、専決処分を報告し承認を求めることについてが1件、条例の一部改正が6件、財産の無償譲渡についてが1件、補正予算が6件で合計14件でございます。

始めに、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は総務課です。

内容は、旧栄町役場布鎌出張所前掲示場について、その場所一帯の土地を貸し付けることに伴い撤去することとしたため、当該掲示場を廃止することについて、当該撤去との関係上、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、地方自治法第179条第1項の規定により栄町公告式条例の一部を改正する条例を制定することについて

て専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

続きまして、議案第2号、栄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は住民課です。

内容は、子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務が廃止されたため、条例中、個人番号を利用できる事務及び個人番号を利用して他の執行機関との間で特定個人情報の照会や提供ができる事務から当該交付事務を削除する改正を行うものです。

続きまして、議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。

内容は、令和2年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和2年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数について所要の改正を行うものです。

続きまして、議案第4号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、所管課は総務課です。

内容は、一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、所管課は財政課です。

内容は、地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の特例基準割合について当該名称及び割合の見直しが行われたことを踏まえ、関係条例中の延滞金及び還付加算金の割合の特例に関する規定について同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、所管課は住民課です。

内容は、地方税法施行令の改正により保険税の軽減判定所得基準の見直しが行われたことを踏まえ、条例中の保険税の減額に関する規定について同様の改正を行うとともに、同令の改正を踏まえ、保険税の課税限度額を同令に定める法定課税限度額まで引き上げるなどの改正を行うものでございます。

続きまして、議案第7号、栄町火災予防条例の一部を改正する条例、所管は消防総務課になります。

内容は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目の改正を踏まえ、急速充電設備の基準など所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第8号、財産の無償譲渡について、所管課は財政課でございます。

内容は、現在栄町名義となっている須賀新田区が管理する4筆の土地について、地縁法人須賀新田区に無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第9号から第14号までは、令和2年度における6会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、調製中でございますので、概要についてご説明いたします。

始めに、議案第9号、令和2年度栄町一般会計補正予算（第7号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約4,300万円増額する予定でございます。

続きまして、議案第10号、令和2年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出約990万円増額する予定でございます。

続きまして、議案第11号、令和2年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約90万円増額する予定でございます。

続きまして、議案第12号、令和2年度栄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約70万円減額する予定でございます。

続きまして、議案第13号、令和2年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1,900万円増額する予定でございます。

最後に、議案第14号、令和2年度栄町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございますが、規定の予算のうち、収益的収入を約2,000万円増額、収益的支出を約350万円減額、資本的収入これを約180万円減額、資本的支出約60万円増額する予定でございます。

以上、提出予定議案の説明とさせていただきます。

なお、先ほど議長の方からもありましたとおり、議案第3号の一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、また、議案第4号の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆる、人事院勧告により12月10日支給の期末手当の引き下げに関する議案となります。先程ありましたとおり、期末手当の支給基準日につきましては12月1日の午前0時となっております。ですから、この議案につきましては、その前に可決していただく必要があります。その前に合わせて公告する必要があります。そのため、議会の開会日を30日としていただき、議会初日、30日に議案の説明後に質疑・採決をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします、以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりました。何か質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） 質疑はないようですので、町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

次に、議員提出議案1件について、野平議会事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは発議案第1号についてご説明させていただきたいと思っております。先程奥野総務課長より説明のありました、議案第3号、第4号と同様、栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を今回提出させていただくというものでございます。提出者につきましては、三常任委員長のお名前を出していただいております。内容につきましては、一般職並びに特別職の期末手当の年間支給月数について、栄町議会議員の支給月数と均衡を図るため、今回条例の改正を提出させていただきます。内容につきましては、今年の3月議会で割合を100分の170に引き上げたんですが、今回そこから0.05か月分差し引きまして、今年の12月の支給分については100分の165ということになります。それと第2条については来年以降、6月以降の支給については6月と12月を均等にすることから、6月、12月共に100分の167.5の支給に改めるというものでございます。この改正は一般職、特別職と同じように人事院勧告並びに千葉県の人事委員会の勧告に基づいてやっておりますので、また来年以降同じように勧告があれば上げたり下げたりするということになるかと思っております。以上です。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。議員提出議案の説明が終わりましたが、何か質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） 質疑はないようですので、議員提出議案につきましては以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明願います。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から令和2年度定例監査に関する報告書が26日の例月出納検査後に送付される予定でありますので、その写しを配布させていただきます。同じく監査委員より現金出納の検査結果報告として9月期分から10月期分までの2件について議長あてに提出されております。また、11月分につきましては、定例監査と同様で26日例月出納検査ありますので、その後に提出されるということになります。いずれの月においても特段の指摘がない予定でございますので、本会議において議長からその旨のご報告をお願いしたいと思います。

次に、議員派遣報告ですが、令和2年8月25日からの議員派遣報告につきましては、議会

事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。以上です。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書一覧を配布させていただいておりますが、9名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、高萩議員、塚田議員、早川議員、藤村議員、岡本議員、新井議員、松島議員、石橋議員、大塚議員となっております。質問の内容につきましては、通告書一覧のとおりでございます。以上です。

○委員長（野田泰博君） 一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長よりご説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。（案）はつけてございませんが、現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

始めに、会期といたしましては、先程委員長また総務課長からお話しがあったとおり、期末手当の関係条例の改正を11月中の施行とするため、11月30日（月）10時に招集されまして、翌週12月11日（金）までの12日間となります。会議の内容としましては、初日30日は午前10時から、町長提出議案の提案理由の説明となり、一部条例改正2件については、質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。

次に、12月1日から議案調査のための休会に入りまして、週を明けて一般質問を9日（水）午前10時から4名、10日（木）同じく午前10時から4名行いまして、そして最終日13日（金）午前10時から一般質問1名、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日30日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的に、一般職の給与改正、それと特別職の給与改正、これ採決までいきますので、議案第3号及び4号につきましては、最初にもってきております。そのあと議案番号順に議題としております。最後に、議員提出議案の提案理由の説明及び、質疑、討論、採決ということになります。

次に、9日の第2号及び10日の第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、各日4名という形で組みました。

そして、最終日、13日の第4号は、一般質問1名入りまして、町長提出議案の質疑・討論・採決と以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、11番 野田議員、12番 高萩議員にお願いしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただいま事務局長より説明がございましたが会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議ないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

その他として議会事務局長よりお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということですが、全員協議会の開催について、すでにご案内のとおり、本日この委員会が終了しましたら、休憩をはさみましてこの会場で午後2時より開催予定でございますのでよろしくお願い申し上げます。これに関しまして、執行部の方から議事として5件ほど説明等がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今12月定例会最終日に恒例の執行部との懇親会につきましては、いまだに新型コロナウイルス感染症が終息しておりませんので、今回も中止といたしますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。ただ今事務局長より説明がありましたことについて、説明のとおりといたします。質疑ございませんね。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） その他何かほかにごございませんか。

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） それではないので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後1時53分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 2年 11月 30日

議会運営委員会委員長 野田 泰博